

第6章 要支援・要介護者支援の充実

1 介護サービス基盤の整備・充実

今後も要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、自身が希望するサービスが必要となるときに利用できるよう、サービスの充実を図る必要があります。

アンケート調査結果によると、要支援・要介護状態となっても、地域で生活するために最も重要なことは、家族介護者への支援や在宅・施設サービスの充実があげられています。

できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備や認知症対応型共同生活介護の整備に努めます。

また、必要な基盤整備や事業者の参入促進を図り、施設入所者の待機者減少に努めます。

○介護サービス基盤整備の目標

区 分	施 設	整備数
平成 31 年度整備	地域密着型介護老人福祉施設	1 施設 定員 29 人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設 2 ユニット（18 人）
	小規模多機能型居宅介護	1 施設 定員 29 人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設
平成 32 年度整備	地域密着型介護老人福祉施設	1 施設 定員 29 人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設 2 ユニット（18 人）
	看護小規模多機能型居宅介護	1 施設 定員 29 人

○介護保険施設等整備状況

区 分	6 期計画（見込み）		7 期整備目標数		7 期末見込	
	施設数 （箇所）	定員数 （人）	施設数 （箇所）	定員数 （人）	施設数 （箇所）	定員数 （人）
介護老人福祉施設	15	892	2	58	17	950
うち地域密着型	2	58	2	58	4	116
介護老人保健施設	7	760			7	760
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	26	378	2	36	28	414
小規模多機能型居宅介護	6	163	1	29	7	192
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	2	58
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護			1		1	
計	55	2,222	7	152	62	2,374

2 介護サービス量の見込み

在宅での生活を継続するための居宅サービスや地域密着型サービスと自宅での介護が困難な人のための施設サービスを提供しています。

今後も、必要とするサービスを適切に受けられるように、サービス供給量の確保に努めます。

(1) 介護予防サービス／居宅サービス

在宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが介護予防サービス及び居宅サービスです。要支援1・2の方を対象とする介護予防サービス、要介護1～5の認定者の方を対象とする居宅サービスという区分になっています。

高齢者人口の伸び、介護保険サービス種類別の利用率や利用回数等を、過去の実績を加味して算出すると、平成30年度から平成32年度までの計画期間における居宅サービスの見込量は以下のようになります。

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	要介護 1～5	25,805回 971人	26,695回 1,003人	27,460回 1,030人

②介護予防訪問入浴介護／訪問入浴介護

要介護者等の自宅に定期的に入浴車を派遣し、浴槽を家庭に持ち込み入浴の介護を行う、在宅での入浴を可能にするサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	14回 5人	14回 5人	18回 6人
	要介護 1～5	1,051回 238人	1,095回 248人	1,151回 261人

③介護予防訪問看護／訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等（看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士）が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。なお、このサービスの対象者は、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者等となります。

○サービスの利用見込み （1か月あたり）

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防訪問看護	要支援 1・2	1,561 回	1,601 回	1,626 回
		229 人	235 人	239 人
訪問看護	要介護 1～5	5,147 回	5,469 回	5,834 回
		770 人	814 人	863 人

④介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

病状が安定したあと、医師の指示に基づき心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

○サービスの利用見込み （1か月あたり）

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	664 回	710 回	756 回
		76 人	81 人	86 人
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	1,601 回	1,702 回	1,803 回
		157 人	167 人	177 人

⑤介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

要支援・要介護の状態になっても、それぞれの能力に応じて、可能な限り居宅での生活が営めるよう、通院困難な要介護者等の自宅を医師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。

○サービスの利用状況 （1か月あたり）

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	67 人	71 人	73 人
居宅療養管理指導	要介護 1～5	595 人	637 人	682 人

⑥通所介護

デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

このサービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めたケアプラン※¹に基づき提供されます。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
通所介護	要介護	12,728 回	13,316 回	13,920 回
	1～5	1,322 人	1,367 人	1,417 人

⑦介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

なお、通所リハビリテーションの対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護者等です。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 通所リハビリテーション	要支援	360 人	370 人	380 人
	1・2			
通所リハビリテーション	要介護	2,877 回	2,988 回	3,082 回
	1～5	382 人	397 人	410 人

⑧介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設で入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 短期入所生活介護	要支援	211 日	226 日	231 日
	1・2	42 人	45 人	46 人
短期入所生活介護	要介護	5,313 日	5,378 日	5,387 日
	1～5	594 人	602 人	605 人

※1 ケアプランとは、介護保険サービスを利用するための計画

⑨介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護

老人保健施設に短期入所し、医学的な管理のもとに機能訓練、日常生活の介護、看護が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	6日 2人	6日 2人	6日 2人
	要介護 1～5	239日 40人	250日 42人	266日 44人

⑩介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、ケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	19人	23人	28人
	要介護 1～5	110人	140人	172人

⑪介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

特殊寝台、車いす、リフト、歩行支援具等、家庭での介助を可能にするために必要な福祉用具の貸与が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	984人	1,034人	1,087人
	要介護 1～5	2,007人	2,067人	2,098人

⑫特定介護予防福祉用具購入／特定福祉用具購入

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入を行った場合に、購入費の9割又は8割分を支給します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定介護予防福祉用具購入	要支援 1・2	28人	28人	30人
特定福祉用具購入	要介護 1～5	40人	40人	45人

(2) 地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス

日常生活圏域を設定し、その中での提供を中心とする地域密着型サービスについては、保険者による事業者の指定により計画的に整備されます。

また、地域密着型で提供されるサービスにおいては、増加が予想される認知症高齢者や一人暮らし高齢者を地域で支えていくという観点が強く含まれています。

本市では5つの日常生活圏域を設定しており、制度を有効に活用しながら地域のバランスを考えた整備を行っていきます。

①介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

居宅の要介護者等で、脳血管疾患、アルツハイマー病等により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方に、デイサービスセンターにて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防 認知症対応型通所介護	要支援 1・2	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	411回	435回	478回
		50人	53人	58人

②介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	21 人	21 人	25 人
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	142 人	142 人	167 人

③介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者等が、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。なお、サービスの利用にあたっては、事業者が、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書で確認します。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援 2	3 人	3 人	3 人
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	348 人	348 人	366 人

④地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、その施設でケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。地域密着型サービスとなるのは有料老人ホームのうち、定員が30人未満の介護専用型の施設です。

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

そのうち、定員が30人未満の施設が地域密着型サービスとなります。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護 1～5	54 人	54 人	83 人

⑥夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うサービスです。

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1～5	0 人	0 人	29 人

⑧看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	29 人	29 人	29 人

◎地域密着型通所介護

定員が 18 人以下の小規模のデイサービスセンター等に通り、入浴・食事の提供とその他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。

○サービスの利用見込み (1 か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域密着型通所介護	要介護 1～5	661 人	688 人	715 人

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

入所対象者は、心身上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用見込み (1 か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設	要介護 1～5	712 人	727 人	742 人

②介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的としてつくられた施設で、介護やリハビリが中心の施設です。

入所対象者は、病状が安定期にあり、上記にあげたサービスを必要とする要介護者です。施設では、在宅生活への復帰を目指してサービス提供がなされます。

在宅での生活ができるかどうかを定期的に点検し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人保健施設	要介護 1～5	747 人	747 人	747 人

③介護療養型医療施設

療養病床をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を提供することを目的とした施設で、長期間にわたり療養の必要な要介護者を介護する体制が整った医療施設のことです。

入院の対象者は、病状が安定期にある長期療養患者であって、上記にあげたサービスが必要な要介護者です。医師は、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には退院を指示し、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退院後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護療養型医療施設	要介護 1～5	0 人	0 人	0 人

④介護医療院

介護療養型医療施設からの新たな転換先の施設で、療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね揃えた施設です。状態が安定しているものの、自宅へ退院できる状態ではなく、継続的な治療が必要なため、長期療養をするための施設です。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護療養型医療施設	要介護 1～5	0 人	0 人	0 人

3 介護事業所等の人材の確保・人材育成

高齢化の進行により、今後も介護サービスの需要が多くなることが考えられます。介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が重要となっています。

アンケート調査結果によると、介護事業所を運営するにあたって介護職員の不足や早期離職などの課題があげられており、介護を担う人材の確保・定着が必要となっています。

県や関係機関と連携し、介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護職員の研修会や事業所と課題についての検討を行い、質の高いサービスを提供できるよう努めます。

（1）介護・福祉の啓発を図るイベントの開催

介護サービス提供事業者アンケートでは、介護人材確保・定着に必要な行政の支援についてたずねたところ、「介護職のイメージアップ」が最も多くなっています。

このことから、宮城県老人福祉施設協議会石巻・東松島地区連絡協議会と連携し、介護人材確保を図るため、介護や福祉の魅力を発信するとともに、地域住民への介護や福祉の啓発を目的としたイベントを開催します。

（2）介護職員研修の実施

介護職員の職場定着及び質の高いサービスを提供できる人材育成を図るため、介護事業所に勤務する職員向けの研修会を開催します。

（3）介護事業所との意見交換会の開催

介護人材確保の現状や課題等について、介護事業所と意見交換や情報共有を図りながら、効果的な人材確保及び人材育成策を検討します。

（4）ハローワーク石巻との連携

ハローワークが行っている介護職の求人情報、面談会、施設見学会等のチラシやパンフレット等を介護保険課の窓口に設置するなど、ハローワークとの連携を強化し、人材確保に向けた事業等を実施します。

（5）国への要望

介護事業所が、質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬の設定を含めた介護職員の処遇改善や労働環境整備について、国に対し引き続き要望します。

4 介護サービスの質の向上

要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が増えている中、サービス利用も増加しており、個々の状態や生活環境により、様々なニーズにあった質の高いサービス提供が重要となっています。

アンケート調査結果によると、多くの高齢者は介護が必要となってもサービスを受けながら自宅での生活を希望しており、在宅・施設サービスの充実が求められています。しかし、サービス事業者側としては、介護職員の確保や資質向上、サービスの質の向上などの課題があり、改善に向けて介護職員の処遇改善や技術・知識の向上に向けた取組などを行っている状況です。

高齢者やその家族が適切なサービスを自ら選択し利用できるよう、介護サービスについての情報を提供するとともに、適切なサービスを提供できるよう、サービス事業所に対して指導・助言などを行ってきました。

今後も、パンフレットや市のホームページなどで介護サービスの情報提供を行います。

さらに、サービス事業所間の連携体制づくりを支援するとともに、介護給付適正化の取組を強化し、質の高いサービスの提供と不適切な給付を減らすことにより、介護保険制度の持続可能性を高めます。

(1) 制度の周知徹底

高齢者やその家族へ介護保険制度の改正における変更点や保険料等の情報を分かりやすく伝えるため、市報、ホームページ、パンフレット等により広報体制の充実を図ります。

また、市の職員による出前講座や各種講演会を実施し、介護保険制度や各種保健福祉サービスについての情報の周知徹底を図ります。

(2) 苦情処理

利用者や家族からの苦情処理については、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮し、宮城県や宮城県国民健康保険団体連合会等と連携して、利用者の立場に立ち、迅速かつ適切な対応に努めます。

（3）介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

安定的で質の高いサービスを提供するためには、居宅サービスを担う職員や介護保険施設の職員等の資質や専門性を向上させることが大切です。

このため、地域包括支援センターを中心に情報提供や支援困難ケース等への対応等の支援体制を強化することにより、介護支援専門員のさらなる資質の向上に努めます。

また、施設や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域密着型サービス事業所の介護支援専門員の資質向上のための研修や支援を推進し、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るため、多様なサービスを取り入れ要介護者等を支援できるよう、適切なケアマネジメントを行うケアプランの点検に努めます。

（4）サービス事業者の指導・監督

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対し指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な運営とサービスの質の確保を図ります。また、指定基準違反や不正請求が疑われる事業所には、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

（5）地域密着型サービス運営推進会議の運営支援

地域密着型サービスが生活圏内で質の高いサービス提供が継続できるよう、行政や地域包括支援センターの職員、利用者家族や地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の効果的、効率的運営を支援します。

（6）情報開示とサービス評価体制の充実

利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるよう、介護サービス事業者と連携し、県の「介護サービス情報公表システム」を活用します。

また、計画の進行管理・点検・評価について関係機関、団体や地域住民等が参画し意見が反映できるように、介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行います。

（7）事業者間の連携の支援

事業者連絡会議や研修会等において情報の共有化を図り、事業者間の連携強化を支援することにより、質の高いサービスを効率的に提供します。

(8) 適正化事業の推進

①要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施する要介護認定調査の結果に対し、全調査項目の内容を入念に点検します。チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合は、当該調査員に直接確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

②ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、適切なケアプランが作成されているか点検を行い、ケアマネジメントの適正化を進めます。

③福祉用具購入及び貸与・住宅改修に係わる点検

福祉用具の購入及び貸与、住宅改修工事が利用者の状態やニーズに対して適切に給付されるよう点検を行います。

④医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

⑤介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、サービス利用日数又は回数、介護保険給付額、利用者負担額を通知することにより、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげます。

(9) 離島介護対策事業

田代島は、人口 64 人(平成 29 年 9 月末現在)で、高齢化率は 71.9%と極めて高くなっていますが、島内には介護サービス事業所がない状況にあります。

また、網地島は、人口 357 人(平成 29 年 9 月末現在)で高齢化率は 70.0%とこちらもかなり高く、島内の介護サービス事業所は「網地島デイサービスセンター」及び「医療機関併設型小規模介護老人保健施設網小」の 2 か所という状況です。

本市では、「石巻市離島介護対策事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業者に対し、田代島地区及び網地島地区の市民に対する介護サービスを実施する場合に要する船賃等を、今後も継続して補助金として交付しながら安心して暮らし続けることができる環境づくりに努めます。

5 介護に取り組む家族等への支援の充実

本市においても、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加がみられ、それに伴い、高齢者自身が介護を行う老老介護、認知症高齢者が介護を行う認認介護など、社会全体の問題に取り組んでいかなければなりません。

アンケート調査結果によると、介護者の6割以上が60歳以上を占めています。また、介護をしながら働いている人もみられ、介護をしながら働くことは難しいと感じている人は約5割おり、介護者の負担を軽減する取組が一層重要となっています。

介護者の様々な負担を軽減するため、家族介護慰労金支給や介護用品支給等を行ってきました。今後も引き続き、介護者の身体的・精神的な不安や負担軽減と介護される本人も安心して介護を受けられるよう支援を行います。

（1）住宅改修支援事業

介護支援専門員等が行う住宅改修が必要と認められる理由書を作成する業務について、その業務に対する対価を補助金として交付することにより、介護保険サービスの利用促進を図り、併せて介護支援専門員等に所要の支援を行います。

（2）高額介護サービス費貸付事業

介護サービスを受けた際の自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されますが、払い戻されるまでの資金として、その額の90%を無利子で貸付を行います。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

○事業の内容

対象者の要件	対象となるサービス※	軽減の割合
世帯課税、収入、預貯金、資産、扶養、保険料納付の状況等を総合的に勘案して、生計が困難であると市が認定した方	<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○訪問介護 ○短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 ○複合型サービス ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○介護老人福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の 25% ・老齢福祉年金受給者は利用者負担の 50%

※都道府県に申し出を行った社会福祉法人が実施するサービスが対象となります。

(4) 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5の状態にある65歳以上の高齢者を常時在宅で介護している家族の労をねぎらい介護家族を支援するため、介護慰労金を支給します。

○事業の内容

対象者	支給額
市民税非課税世帯で、過去1年間介護保険のサービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった高齢者を介護している同居の家族	高齢者1人当たり 年額10万円

（5）介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、市民税非課税世帯であって要支援又は要介護状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方に、介護用品を購入できる介護用品支給券を支給します。

○事業の内容

区 分	介護用品支給券の額	対象となる介護用品
要支援1～要介護3	高齢者1人当たり 月額2,000円	紙おむつ、尿取りパット
要介護4・5	高齢者1人当たり 月額5,000円	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋 清拭剤、ドライシャンプー

6 介護保険事業費の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までの本市におけるサービス給付費見込額は次のようになりました。

(1) 介護サービス給付費見込額

○介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、平成32年度では約4億9千万円、3年間合計で約14億1千万円の費用を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①介護予防訪問入浴介護	1,379千円	1,379千円	1,724千円	4,482千円
②介護予防訪問看護	73,091千円	74,973千円	76,153千円	224,217千円
③介護予防訪問リハビリテーション	22,645千円	24,216千円	25,787千円	72,648千円
④介護予防居宅療養管理指導	6,366千円	6,746千円	6,936千円	20,048千円
⑤介護予防通所リハビリテーション	130,233千円	133,610千円	136,987千円	400,830千円
⑥介護予防短期入所生活介護	15,277千円	16,360千円	16,731千円	48,368千円
⑦介護予防短期入所療養介護	739千円	739千円	739千円	2,217千円
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	18,607千円	23,115千円	28,283千円	70,005千円
⑨介護予防福祉用具貸与	64,845千円	68,022千円	71,396千円	204,263千円
⑩介護予防福祉用具購入	8,959千円	8,959千円	9,603千円	27,521千円
⑪介護予防住宅改修	30,653千円	30,653千円	33,011千円	94,317千円
⑫介護予防支援	77,655千円	81,783千円	86,016千円	245,454千円
介護予防サービス給付費計	450,449千円	470,555千円	493,366千円	1,414,370千円

○居宅サービス

居宅サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ、平成32年度では約52億4千万円、3年間合計で約149億8千万円の費用を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①訪問介護	879,092千円	909,736千円	936,764千円	2,725,592千円
②訪問入浴介護	149,068千円	155,187千円	163,224千円	467,479千円
③訪問看護	314,909千円	333,237千円	353,869千円	1,002,015千円
④訪問リハビリテーション	56,833千円	60,414千円	63,995千円	181,242千円
⑤居宅療養管理指導	51,927千円	55,581千円	59,497千円	167,005千円
⑥通所介護	1,234,993千円	1,308,679千円	1,383,070千円	3,926,742千円
⑦通所リハビリテーション	296,427千円	310,655千円	322,830千円	929,912千円
⑧短期入所生活介護	524,844千円	531,489千円	531,513千円	1,587,846千円
⑨短期入所療養介護	29,822千円	31,103千円	33,364千円	94,289千円
⑩特定施設入居者生活介護	261,411千円	333,769千円	410,482千円	1,005,662千円
⑪福祉用具貸与	338,161千円	351,065千円	358,068千円	1,047,294千円
⑫福祉用具購入	16,304千円	16,304千円	18,349千円	50,957千円
⑬住宅改修	20,381千円	20,381千円	24,978千円	65,740千円
⑭居宅介護支援	570,639千円	581,753千円	581,136千円	1,733,528千円
居宅サービス給付費計	4,744,811千円	4,999,353千円	5,241,139千円	14,985,303千円

○地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ、平成32年度では約27億4千万円、3年間合計で約75億2千万円の費用を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域密着型サービス	2,343,048千円	2,390,917千円	2,716,001千円	7,449,966千円
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	56,880千円	56,880千円
②夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円
③認知症対応型通所介護	43,791千円	46,390千円	50,850千円	141,031千円
④小規模多機能型居宅介護	358,515千円	358,515千円	421,647千円	1,138,677千円
⑤認知症対応型共同生活介護	1,021,373千円	1,021,373千円	1,073,743千円	3,116,489千円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	172,748千円	172,748千円	265,792千円	611,288千円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	111,012千円	125,116千円	149,147千円	385,275千円
⑨地域密着型通所介護	635,609千円	666,775千円	697,942千円	2,000,326千円
地域密着型介護予防サービス	23,568千円	23,568千円	26,674千円	73,810千円
①介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円	0千円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	16,100千円	16,100千円	19,206千円	51,406千円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	7,468千円	7,468千円	7,468千円	22,404千円
地域密着型サービス給付費計	2,366,616千円	2,414,485千円	2,742,675千円	7,523,776千円

○施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ、平成32年度では約46億2千万円、3年間合計で約137億4千万円の費用を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①介護老人福祉施設	2,155,087千円	2,199,945千円	2,245,049千円	6,600,081千円
②介護老人保健施設	2,382,367千円	2,382,367千円	2,382,367千円	7,147,101千円
③介護医療院	0千円	0千円	0千円	0千円
④介護療養型医療施設	0千円	0千円	0千円	0千円
施設サービス給付費計	4,537,454千円	4,582,312千円	4,627,416千円	13,747,182千円

（２）標準給付費見込額

第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、介護サービス給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込んでいます。

○第7期各年度の標準給付費見込額

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護サービス給付費		12,099,330千円	12,466,705千円	13,104,596千円	37,670,631千円
介護サービス給付費以外の費用	①特定入所者介護サービス費等給付額	721,806千円	781,565千円	846,271千円	2,349,642千円
	②高額介護サービス費等給付額	278,745千円	369,248千円	489,135千円	1,137,129千円
	③高額医療合算介護サービス費等給付額	20,135千円	23,693千円	27,881千円	71,710千円
	④審査支払手数料	12,495千円	12,620千円	12,746千円	37,863千円
合計		13,132,512千円	13,653,832千円	14,480,630千円	41,266,976千円

- ※1 特定入所者介護サービス費とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。
- ※2 高額介護サービス費とは、介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。
- ※3 高額医療合算介護サービス費とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。
- ※4 審査支払手数料とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

(3) 地域支援事業費見込額

介護予防・生活支援サービス等に関する費用が地域支援事業費です。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、既存の介護予防事業費と予防給付から移行される訪問介護サービス費等の前年実績等から算出しています。包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等の包括的支援事業と給付等費用適正化、家族介護支援事業等の任意事業の前年実績等から算出しています。

○第7期各年度の地域支援事業費の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業費	651,992,893 円	721,162,037 円	797,669,254 円	2,170,824,184 円
包括的支援事業・任意事業費	271,390,338 円	312,345,860 円	359,481,981 円	943,218,179 円
地域支援事業費	923,383,231 円	1,033,507,897 円	1,157,151,235 円	3,114,042,363 円

(4) 保健福祉事業費見込額

本市が独自に実施する高齢者の保健福祉事業（高齢者の生きがいと創造の事業・高齢者スポーツ大会等）について、事業費用の一部を介護保険事業費として負担するものです。

○第7期各年度の保健福祉事業費の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
保健福祉事業費	4,664,860 円	4,792,389 円	4,923,696 円	14,380,945 円

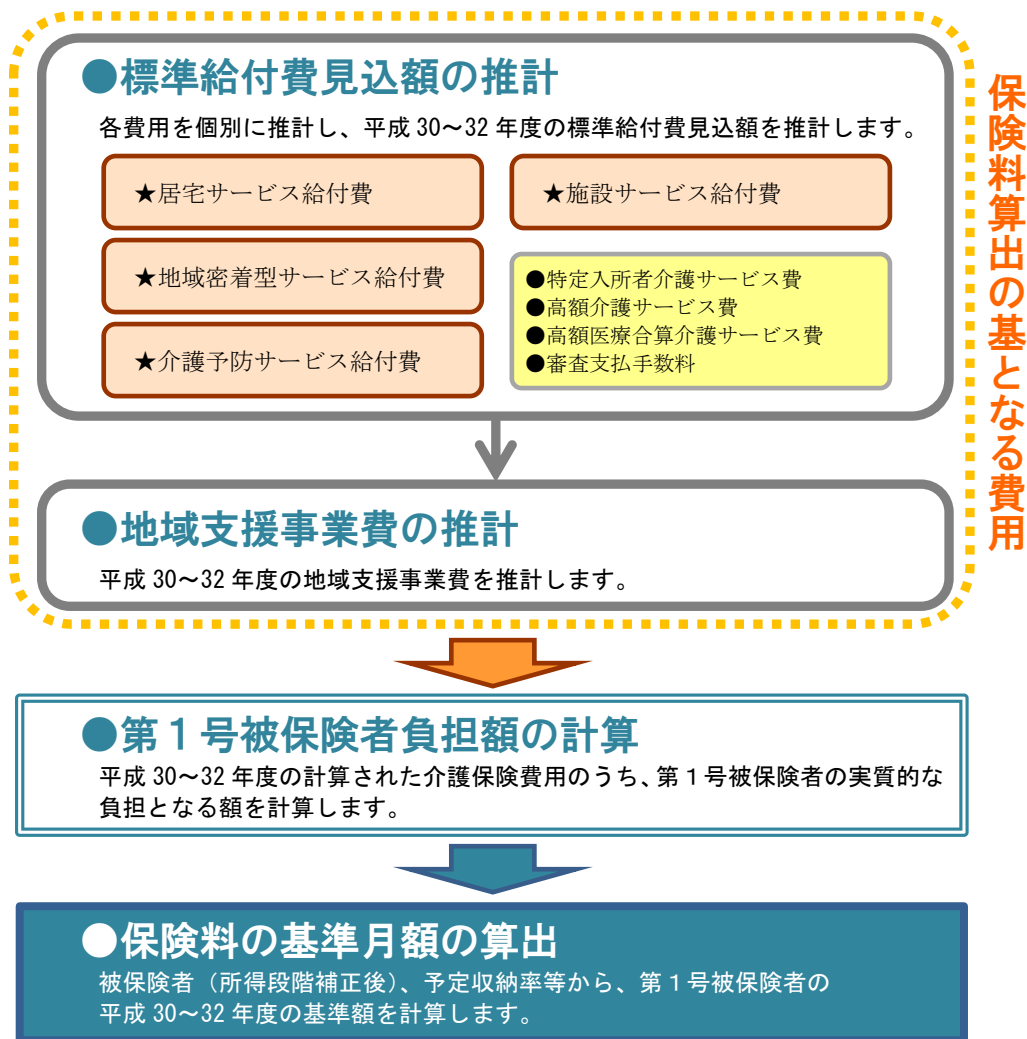
7 第1号被保険者の保険料

（1）介護保険料算出の考え方

①介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、概ね以下のようになります。

○介護保険料の算出フロー



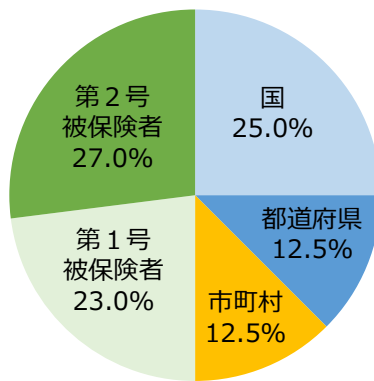
②第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割）（一定以上の所得がある人は2割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

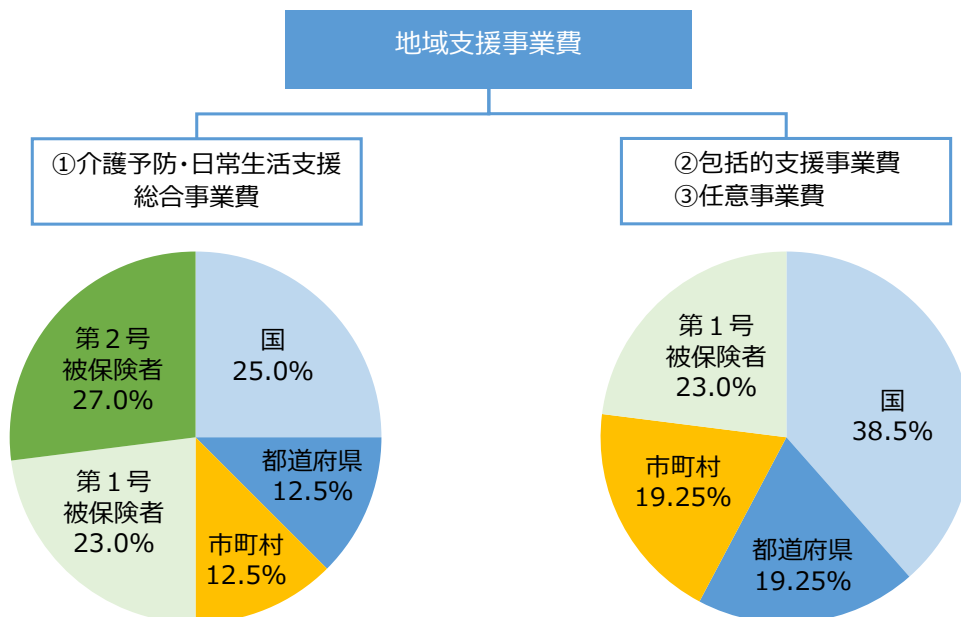
○標準給付費の負担割合



※ただし、施設等給付費については国20%、都道府県17.5%

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

○地域支援事業費の負担割合



（２）第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に基準額乗率を設定することが重要です。

第7期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料については、所得水準に応じて9段階に設定します。

（３）保険料の算出

①第7期計画期間保険料の算出

第7期計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

○保険料の算定

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	13,132,512,903円	13,653,832,878円	14,480,630,906円	41,266,976,687円
地域支援事業費見込額 (B)	923,383,231円	1,033,507,897円	1,157,151,235円	3,114,042,363円
第1号被保険者負担分相当額 【(A+B)×第1号被保険者負担割合 23%】 (C)	3,232,856,111円	3,378,088,378円	3,596,689,892円	10,207,634,382円
調整交付金相当額 【A×5.0%】 (D)	656,625,645円	682,691,644円	724,031,545円	2,063,348,834円
調整交付金見込額 【A×平成30年度≒6.2%、平成31 ～32年度≒6.0%（交付率見込み）】 (E)	808,963,000円	821,961,000円	867,390,000円	2,498,314,000円
介護保険事業財政調整基金取崩額 (F)				351,000,000円
保健福祉事業費見込額 (G)	4,664,860円	4,792,389円	4,923,696円	14,380,945円
保険料収納必要額 【C+D-E-F+G】 (H)				9,421,669,216円
予定保険料収納率 (I)	97.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数（第1号被保険者数） (J)	45,333人	45,727人	46,120人	137,180人
保険料基準額（年額） 【H÷I÷J】 (K)				70,800円
保険料基準額（月額） 【K÷12】 (L)				5,900円

②第7期の所得段階別保険料一覧

平成30年度から平成32年度における本市の段階別の保険料及び基準額等については次のとおりです。

○段階別の保険料及び基準額に対する割合

段階	対象者	基準額に対する割合		第7期保険料	
		平成30年度	平成31～32年度	平成30年度	平成31～32年度
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方	0.45	0.30	2,655円	1,770円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	0.75	0.50	4,425円	2,950円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が120万円超の方	0.75	0.70	4,425円	4,130円
第4段階	○本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ ○本人の年金収入等が80万円以下の方	0.90	0.90	5,310円	5,310円
第5段階(基準)	○本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ ○本人の年金収入等が80万円超の方	1.00	1.00	5,900円 (基準額)	5,900円 (基準額)
第6段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円未満の場合)	1.20	1.20	7,080円	7,080円
第7段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合)	1.30	1.30	7,670円	7,670円
第8段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合)	1.50	1.50	8,850円	8,850円
第9段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が300万円以上の場合)	1.70	1.70	10,030円	10,030円

※保険料については、現時点での案であり、今後、変更する場合があります。